

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略) <u>平成 24 年 9 月 14 日 一部改正</u></p> <p>独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義 (1) ～ (19) (略)</p> <p>II 保険料率 [1] 貿易一般保険約款(以下[1]において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 個別保険の場合の船前危険(約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。)又は船後危険(約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。)のうち2年未満案件若しくは2年以上案件(非延払部分に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 × 商品係数 × c</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>③ cは次のとおりとする。 (i) 消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、<u>当該保険のてん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略)</p> <p>独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義 (1) ～ (19) (略)</p> <p>II 保険料率 [1] 貿易一般保険約款(以下[1]において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 個別保険の場合の船前危険(約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。)又は船後危険(約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。)のうち2年未満案件若しくは2年以上案件(非延払部分に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 × 商品係数 × c</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>③ cは次のとおりとする。 (i) 消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、<u>当該特約書第4条第3項に定める範囲を超える部分</u>を対象として保険契約を締結する場合は、0.8と</p>	

<p>(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0 とする。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>2 ～ 8 (略)</p> <p>[2] 貿易代金貸付保険約款 (以下 [2] において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 個別保険 (2年以上案件に限る。)又は2年以上貸付特約書に係る貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額 (貸付元本に係るものに限る。)当たりの保険料率</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) <u>貸付契約</u>に係る保険料を2回に分割して納付する場合には、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数 (小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) とする。</p> <p>(ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p> <p>(4) <u>プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、借入人が生み出す生産物を買取る者</u> (以下(4)において「オフテイ</p>	<p>する。</p> <p>(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0 とする。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>2 ～ 8 (略)</p> <p>[2] 貿易代金貸付保険約款 (以下 [2] において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 個別保険 (2年以上案件に限る。)又は2年以上貸付特約書に係る貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額 (貸付元本に係るものに限る。)当たりの保険料率</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) <u>輸出契約等</u>に係る保険料を2回に分割して納付する場合には、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数 (小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) とする。</p> <p>(ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p>	
--	---	--

カー」という。)の借入人に対する買取代金の支払いについて
オフテイクが所在する国の政府の保証が付されている貸付
契約であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、
信用事由としてではなく、約款第3条第9号の事由としてて
ん補する場合は、上記(1)の基本保険料率算出式における信用
付保率は0.95とする。

5 (略)

[3] ~ [9] (略)

[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）に係る保険料率又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率

1 保険金額（貸付金約款にあつては貸付金債権等の元本に係るものに限り（以下Ⅲ [4] において同じ。）、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る（以下Ⅲ [4] において同じ。））当たりの基本保険料率は次のとおりとする。

$$\text{非常事由に係る基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times c \times d$$

$$\text{信用事由に係る基本保険料率(\%)} = (aX + b)$$

(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

① 非常事由に係る場合

国カテゴリー	a	b	c
A	0.083	0.144	1.24
B	0.120	0.207	1.17
C	0.153	0.265	1.13
D	0.192	0.331	1.10

5 (略)

[3] ~ [9] (略)

[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）に係る保険料率又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率

1 保険金額（貸付金約款にあつては貸付金債権等の元本に係るものに限り（以下Ⅲ [4] において同じ。）、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る（以下Ⅲ [4] において同じ。））当たりの基本保険料率は次のとおりとする。

$$\text{非常事由に係る基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times c \times d$$

$$\text{信用事由に係る基本保険料率(\%)} = (aX + b)$$

(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

E	0.225	0.390	1.09
F	0.259	0.449	1.08
G	0.425	0.735	1.05
H	0.473	0.819	1.04

② 信用事由に係る場合

(i) 貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を行った国の政府（財政当局に限る。）又は中央銀行（以下(1)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付（政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。）に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。

(ii) 保証約款に基づく保険契約にあつては、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。

案件格付1		案件格付2		案件格付3		案件格付4		案件格付5		案件格付6		案件格付7		案件格付8	
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
.
0	0	1	2	1	2	1	3	2	4	3	6	7	3	9	4
2	3	1	0	5	7	9	4	7	7	5	1	9	6	7	0
0	4	9	4	8	2	8	0	7	6	6	2	1	0	7	0

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日07-制度-00012）に規定する資源エネルギー総合保険A特約（以下〔10〕において「A特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の係数a及びbは、下表のとおりと

なお、信用事由に係る場合にあつては、

① 貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を行った国の政府（財政当局に限る。）又は中央銀行（以下(1)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付（政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。）に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付7までの係数とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。

② 保証約款に基づく保険契約にあつては、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付7までの係数とする。

国カテゴリー	非常事由に係る場合		信用事由に係る場合														c		
			案件格付1		案件格付2		案件格付3		案件格付4		案件格付5		案件格付6		案件格付7				
			a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b			
A	0.083	0.144																1.24	
B	0.120	0.207																1.17	
C	0.153	0.265	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1.13
D	0.192	0.331	1.10
E	0.225	0.390	0	0	1	2	1	3	2	4	3	6	7	3	9	4			1.09
F	0.259	0.449	2	3	1	0	9	4	7	7	5	1	9	6	7	0			1.08
G	0.425	0.735	0	4	9	4	8	0	7	6	6	2	1	0	7	0			1.05
H	0.473	0.819																1.04	

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日07-制度-00012）に規定する資源エネルギー総合保険A特約（以下〔10〕において「A特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の係数a及びbは、下表のとおりと

し、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。

非常事由に係る場合	信用事由に係る場合																
	案件格付1		案件格付2		案件格付3		案件格付4		案件格付5		案件格付6		案件格付7		案件格付8		
	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	
.	
0	1	0	0	0	1	1	2	1	3	2	4	3	6	7	3	9	4
9	7	2	3	5	0	1	0	9	4	7	7	5	1	9	6	7	0
9	0	0	4	9	2	9	4	8	0	7	6	6	2	1	0	7	0

(3) ~ (6) (略)

(7) 上記の規定にかかわらず、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第16条、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」第12条、及び「中小企業者と農林業者との連携による事業活動の促進に関する法律」第15条に係る貿易保険法の特例に該当し、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合における保険契約を締結する場合の基本保険料率は、以下のとおりとする。

① 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a \times X + b) \times \text{非常付保率} \times 3.2$$

② 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a \times X + b) \times \text{信用付保率} \times 3.2$$

③ 係数a及びbは、下表のとおりとする。

	a	b
非常事由	0.000049	0.003
信用事由	0.000328	0.000

④ Xは、貸付の日から償還の期限までの期間の日数（当該

し、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付7までの係数とする。

非常事由に係る場合	信用事由に係る場合														
	案件格付1		案件格付2		案件格付3		案件格付4		案件格付5		案件格付6		案件格付7		
	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
.
0	1	0	0	0	1	1	3	2	4	3	6	7	3	9	4
9	7	2	3	5	0	9	4	7	7	5	1	9	6	7	0
9	0	0	4	9	2	8	0	7	6	6	2	1	0	7	0

(3) ~ (6) (略)

日数が30日未満の場合にあつては30日)とする。

2 (略)

3 割増料率は、次の(1)(2)又は(4)のいずれかに該当する場合にあつては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(1)(2)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た係数を乗じて得た率を保険料率とし、次の(3)に該当する場合にあつては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(3)に規定するものを加えた率を保険料率とする。

(1) 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書、海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書、資源エネルギー総合保険B特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約又は劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合（貸付金等又は保証債務が別表第6(2)に掲げる外貨（アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。）で償還される場合に限るものとし、上記1(5)において0.25が適用される場合及び上記1(7)に該当する場合は除く。） 1.10

(2) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第2項及び第3項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合の割増料率は、上記1の基本保険料率に次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。

(3) (略)

(4) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第4項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合にあつては、上記1の基本保険料率に次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位

2 (略)

3 割増料率は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合にあつては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(1)又は(2)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た係数を乗じて得た率を保険料率とし、次の(3)に該当する場合にあつては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(3)に規定するものを加えた率を保険料率とする。

(1) 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書、海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書、資源エネルギー総合保険B特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約又は劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合（貸付金等又は保証債務が別表第6(2)に掲げる外貨（アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。）で償還される場合に限るものとし、上記1(5)において0.25が適用される場合は除く。） 1.10

(2) 海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合の割増料率は、上記1の基本保険料率に次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。

(3) (略)

<p><u>までを有効とする。) を乗じて得た率とする。</u></p> <p><u>$0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$</u></p> <p><u>(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利 (Commercial Interest Reference Rate) とする。</u></p> <p><u>(ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</u></p> <p>Ⅲ その他</p> <p>[1] ～ [10] (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この改正は、平成24年10月1日から実施するものとする。</u></p> <p><u>2. ただし、平成24年9月30日までに内諾を取得している案件に係る保険契約を締結する場合には、Ⅱ [10] 1(1)及び(2)について改正前の規定を適用するものとする。</u></p> <p>別表第1～6 (略)</p>	<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] ～ [10] (略)</p> <p>別表第1～6 (略)</p>	
---	--	--